

2023年3月9日

各 位

株式会社北國フィナンシャルホールディングス  
株式会社 CC イノベーション

## CCI 海外ビジネス通信「ベトナムにおける日本食品事情」の配信について

株式会社北國フィナンシャルホールディングス（代表取締役社長 杖村 修司）グループの株式会社 CC イノベーション（代表取締役 多田 隆保）では、お客さまの事業性理解と経営課題の解決に向けたご支援の一環として、各種レポートを配信しています。

今般、「ベトナムにおける日本食品事情」についてレポートを作成いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社では、お客さまの最新の業界動向や経営実態の把握に努め、ニーズに応じたソリューションの提供を行っています。今後も、お客さまの経営課題解決に貢献できるようサポートしてまいります。

### 記

テーマ	「ベトナムにおける日本食品事情」
概要	日本からベトナムへの農林水産品の輸出額が増加している中で、現地の商習慣や嗜好の紹介、日本食品に対する現地ニーズについて解説

下記のリンクより、レポートをご覧ください。

レポート一覧 URL : <https://www.ccinovation.co.jp/report/>

以 上

## テーマ

## ベトナムにおける日本食品事情

- ✓ 品質が良く、安全性が高い日本食品のニーズが高く、農林水産物の輸出額は増加している。
- ✓ 日本からベトナムに輸出する際は、規制や条件を確認する必要がある。
- ✓ 現地の商習慣や嗜好を把握し、戦略を立てた販路開拓活動が求められる。

## ベトナムにおける日本食品

ベトナムの一人当たり GDP は 4,000 ドルを超える水準まで拡大しており、個人の所得も毎年増加傾向にあります。このような経済成長に伴い、中間層が増え、健康志向の高まりから品質が良く、安全性が高い日本食品を購入するベトナム人が増えています。日本からベトナムへの農林水産物輸出額の推移は、2011 年は 196 億円でしたが、2022 年は 724 億円と約 3 倍強にまで拡大しており、国・地域別の輸出額においても 5 位に位置づけられています。（参考：2022 年 1-12 月 農林水産物・食品の輸出額）

## 品目別の輸出規制

日本からベトナムへ食品を輸出することについての規制や条件が定められており、すべての物が輸出できるわけではありません。

例えば青果物を例に挙げると、りんご、なし、みかん、レタスは日本から輸出することが可能ですが、他の青果物は輸出が認められていません。また認められている商品でも植物検疫条件が定められております。

JETRO ホームページにも品目別に規制・条件が掲載されておりますので、輸出を検討する際には事前に確認することが必要です。（JETRO ホームページを参考に弊社作成）

品目	規制・条件
米・米粉	精米、玄米（食用に限る）、米粉ともにベトナムに輸出可能。 日本の植物防疫所による輸出検査を受け、植物検疫証明書が必要。
青果物	りんご、なし、みかん、レタスのみ輸出可能。 その他の青果物は植物検疫条件が定められていないため、実務上日本からベトナムに輸出することができない。
水産物	対ベトナム輸出水産食品取扱施設として登録された施設で製造された水産物であって、冷蔵または冷凍のものが輸出可能。 輸出手続きとして、最終加工施設の事前登録、衛生証明書、食用水産品証明書などが必要。
畜産物 (牛肉、豚肉、鶏肉、畜産加工品)	動物検疫証明書があり、対ベトナム輸出食肉取扱施設として登録された施設で製造されたものであって、冷蔵または冷凍のものが輸出可能。 ※牛肉以外は輸出が制限されている都道府県がある。（JETRO HP 参照）
アルコール飲料	アルコール飲料は輸出可能。 輸入者は酒類流通許可の申請のため、販売予定の酒類の種類を明記しなければならない。
菓子、調味料	菓子、調味料はベトナムに輸出可能。 機能的食品、食品添加物、微量栄養素補助食品、飲用水及びミネラルウォーターに対しては、日本で発行された自由販売証明書（※）の提出が必要。 ※食品が日本国内において問題なく流通していることを証明する書類

## 販路拡大を進めるうえでの留意点

### 1. 味覚、嗜好上の特徴の理解

ベトナムは大きく3つの地域に分けることができ、北部はあっさりとし味、中部は辛い味、南部は甘く濃い味を好む特徴があります。元々は魚介を生で食べる習慣はありませんでしたが、都市部の若年層を中心に食の多様化が進み、寿司や刺身に抵抗が無い人が増えています。

### 2. 商流・物流

国土が南北に長いことや、ベトナム戦争の影響で北部と南部で商圏が分かれていることから、ベトナム全土に販売網を持つ地場企業は少なく、南北でパートナーを見つける必要があります。

日本からベトナムへの輸送、通関手続きに時間がかかるため余裕を持った輸送スケジュールを立てることが必要です。特に輸送に時間がかかることを考慮し、賞味期限の長い商品が適しているとも言われています。

### 3. 商習慣

ベトナムのお正月（テト）に贈答品を贈る習慣があり、フルーツ、菓子類、飲料等が贈答用として人気が高く、テト前になるとテトギフトを買い求める客で溢れます。

### 4. 競合の把握

大手日系メーカーが現地ニーズにあった商品を現地生産していること、第三国（タイ）からの類似商品の流入、日本より早くベトナムマーケットに進出し安価な韓国食品がベトナム国内で既に流通しています。価格面では日本からの輸入品より競争力があるので、競合との差別化を打ち出すことが求められます。



<高島屋（ホーチミン）の日本食品取扱いコーナー>

## 現地バイヤーの声

ベトナムの現地バイヤーに日本食品の現状をヒアリングしたところ、「日本食品は既に流通しており、日本で人気があるだけでは、日本食品マーケットに参入することは難しい。最近は高級フルーツ、和牛、鮮魚など高級食材の人気が高い。金を好むことから金箔を用いた商品もおもしろいのでは」と話していました。

このような現地ニーズを的確に把握し、類似商品やその市場シェア・価格帯・ターゲット層などを調査し、現地に適した販売戦略を練ることが不可欠だと言えるでしょう。

・本情報は、当社が作成時に信頼できると思われる情報源に基づき作成したのですが、情報の正確性や完全性を保証するものではありません。お取引に関する最終ご判断はお客さまご自身でご判断いただき、必要な場合には顧問会計士や顧問弁護士などにご相談の上でお取扱いいただきますようお願い申し上げます。

・本情報についてのご照会やコンサルティングのご相談につきましては、株式会社CCイノベーションまでお願い致します。

株式会社CCイノベーション 海外ビジネス担当

電話：076-223-9860

FAX：076-263-0241